

警報発令時における訓練の取扱いについて

【アビリティコースの取扱いについて】

- 1 宮崎県北部地域に特別警報が発令されている場合
 - その日の訓練を中止する。
- 2 午前7時時点で、宮崎県北部地域に「暴風警報」と併せて「大雨警報」または「洪水警報」のいずれかが同時に発令されている場合。
 - 1時限目から3時限目までの訓練を中止する。
- 3 午前11時時点でも、上記1と同様に警報が発令されている場合。
 - 4時限目以降の訓練を中止する。
午前11時までには警報が解除された場合。
 - 4時限目以降の訓練は原則実施する。
 - ただし、交通機関の運行状況や道路の状況などの事情を考慮した上で中止する場合があります。この場合は、Facebook上で連絡するものとする。
- 4 訓練実施中に上記1と同様に警報が発令された場合、又は発令が予測される場合。
 - 交通機関の運行状況や道路の状況などの事情を考慮した上で訓練を中止する場合があります。

※警報発令における休講情報については
ポリテクセンター延岡の Facebook ページで
最新情報を発信している。
ホームページの下部バナーをクリックすると
Facebook ページが表示される。

ここをクリックすると、
ポリテク延岡の Facebook
ページが閲覧できます。

